

## 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所寄附金等取扱規程

平成24年 4月1日

規程第56号

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）への寄附金等の受入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「寄附金等」とは、寄附者が研究所に対し寄附若しくは研究助成として提供する現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産をいう。
- (2)「寄附者」とは、寄附金等を研究所へ提供する外部の機関又は個人をいう。
- (3)「反対給付」とは、寄附者が研究所へ寄附金等を提供する見返りに、環境農林水産技術に関する技術情報や技術指導等を求める行為をいう。

### (受入基準)

第3条 研究所は、寄附金等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所定款第1条に定める目的の達成に資するものであること。
- (2) 寄附金等を寄附しようとする者が研究所に対してその反対給付を求めないことが確認できること。
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、研究所の業務に特段の支障がないと認められること。

### (受入手続)

第4条 寄附金等を研究所に寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、寄附金申込書を研究所に提出する。

2 研究所は、前項により寄附金申込書を受理したときは、第3条の基準によりその内容を審査し、寄附金等の受入の可否を決定する。

3 寄附金等の受入の可否が決定したときは、申込者に対し、寄附金等受入通知書によりその旨を通知する。

### (寄附の要請)

第5条 研究所は、第3条の受入基準を満たすことを条件に、研究所以外の者に対して研究

所への寄附金等の寄附を要請することができる。

(寄附金等の運用)

第6条 研究所が受け入れた寄附金等（以下「受入寄附金等」という。）は、研究所が行う事業の実施のために使用することとする。

(繰り越し)

第7条 研究所は、毎事業年度、受入寄附金等に残額があるときは、次の各号に掲げる区分に応じて処理する。

(1) 寄附者がその用途を特定した受入寄附金等当該用途の有効期間の範囲内で次事業年度へ当該残額を繰り越すことができる。

(2) 前号に該当しない受入寄附金等当該事業年度の間接経費に充てることとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。